

2024年3月13日
損害保険ジャパン株式会社

個人用火災総合保険（携行品損害特約）の保険料誤りに基づく保険料返金について

損害保険ジャパン株式会社（代表取締役社長：石川 耕治、以下「当社」）は、現在販売中の保険商品において、お客さまに保険料を返金すべき事案があることが判明しましたので、お知らせ申し上げます。返金が必要なお客さまにつきましては、順次、当社から個別にご連絡を差し上げ、返金させていただきます。

お客さまおよび関係者の皆さまには、多大なるご迷惑、ご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。今後、同様の事態が発生することのないよう、再発防止に努めてまいります。

1. 概要

お客さまから頂戴する保険料は、保険数理に基づきさまざまな数値および算式を適用して算出しております。このたび、個人用火災総合保険の携行品損害特約（2022年10月改定）の保険料算出過程において適用すべき数値に誤りがあり、お客さまから誤った保険料を頂戴していることが判明しました。対象のご契約は後記2. のとおりであり、対象件数は約10～12万件、返金の合計額は約3,000～4,000万円を見込んでおります。（保険期間、保険料支払方法、既経過期間等によって返金額は変動しますが、1契約あたりの返金額は10～500円程度となる見込みです。）

2. 対象契約

次の（1）および（2）を共に満たす契約が対象となります。

- (1) 2022年10月以降保険始期の個人用火災総合保険
- (2) 携行品損害特約をセットしている契約

3. 今後の対応

保険料返金の対象となるお客さま※には、保険料の差額を返金させていただきます。返金額や今後の返金のお手続き等を記載した書面を、順次、当社からお客さまへ送付させていただきますので、お客さまにおかれましては、返金内容をご確認のうえ、お受け取り方法の指定等についてお手続きをお願いいたします。なお、お客さまへの書面の送付時期は、5月中旬頃を予定しております。

※現在、当社での契約が終了されているお客さまも含みます。

当社は、本件の発生を重く受け止め、社内の管理体制の見直しを行うとともに、今後同様の事態が発生することがないよう再発防止に努めてまいります。

以上